

議案第10号

令和7年度魚沼市水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和7年度魚沼市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
水道管布設替工事	令和7年度から 令和8年度まで	千円 64,600

令和8年2月18日提出

魚沼市長 内田 幹夫

債務負担行為に関する調書

事項	限度額	前年度末までの 支払義務発生 (見込)額		当該年度以降の 支払義務発生 予定額		左の財源内訳
		期間	金額	期間	金額	損益勘定留保資金
水道管布設替工事	千円 64,600	—	千円 —	令和8年度	千円 64,600	千円 64,600